

別表1

特別養護老人ホーム愛輪園 利用料金表

令和6年4月～

30日の場合

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険 負担限度額	① 利用者負担額割合 1割	755 円/日 22,648 円/月	833 円/日 24,997 円/月	915 円/日 27,447 円/月	993 円/日 29,795 円/月	1,070 円/日 32,110 円/月
	② 食費 (1,445 円/日)	43,350 円/月				
認定なし (課税世帯)	③ 居住費 (855 円/日)	25,650 円/月				
	自己負担額合計 (①+②+③)	91,648 円/月	93,997 円/月	96,447 円/月	98,795 円/月	101,110 円/月

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険 負担限度額	① 利用者負担額割合 1割	755 円/日 22,648 円/月	833 円/日 24,997 円/月	915 円/日 27,447 円/月	993 円/日 29,795 円/月	1,070 円/日 32,110 円/月
	② 食費 (1,360 円/日)	40,800 円/月				
第3段階②	③ 居住費 (370 円/日)	11,100 円/月				
	自己負担額合計 (①+②+③)	74,548 円/月	76,897 円/月	79,347 円/月	81,695 円/月	84,010 円/月

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険 負担限度額	① 利用者負担額割合 1割	755 円/日 22,648 円/月	833 円/日 24,997 円/月	915 円/日 27,447 円/月	993 円/日 29,795 円/月	1,070 円/日 32,110 円/月
	② 食費 (650 円/日)	19,500 円/月				
第3段階①	③ 居住費 (370 円/日)	11,100 円/月				
	自己負担額合計 (①+②+③)	53,248 円/月	55,597 円/月	58,047 円/月	60,395 円/月	62,710 円/月

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険 負担限度額	① 利用者負担額割合 1割	755 円/日 22,648 円/月	833 円/日 24,997 円/月	915 円/日 27,447 円/月	993 円/日 29,795 円/月	1,070 円/日 32,110 円/月
	② 食費 (390 円/日)	11,700 円/月				
第2段階	③ 居住費 (370 円/日)	11,100 円/月				
	自己負担額合計 (①+②+③)	45,448 円/月	47,797 円/月	50,247 円/月	52,595 円/月	54,910 円/月

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険 負担限度額	① 利用者負担額割合 1割	755 円/日 22,648 円/月	833 円/日 24,997 円/月	915 円/日 27,447 円/月	993 円/日 29,795 円/月	1,070 円/日 32,110 円/月
	② 食費 (300 円/日)	9,000 円/月				
第1段階	③ 居住費 (0 円/日)	0 円/月				
	自己負担額合計 (①+②+③)	31,648 円/月	33,997 円/月	36,447 円/月	38,795 円/月	41,110 円/月

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険 負担限度額	① 利用者負担額割合 2割	1,510 円/日 45,297 円/月	1,666 円/日 49,994 円/月	1,830 円/日 54,893 円/月	1,986 円/日 59,591 円/月	2,141 円/日 64,221 円/月
	② 食費 (1,445 円/日)	43,350 円/月				
認定なし (課税世帯)	③ 居住費 (855 円/日)	25,650 円/月				
	自己負担額合計 (①+②+③)	114,297 円/月	118,994 円/月	123,893 円/月	128,591 円/月	133,221 円/月

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険 負担限度額	① 利用者負担額割合 3割	2,265 円/日 67,945 円/月	2,500 円/日 74,992 円/月	2,745 円/日 82,340 円/月	2,980 円/日 89,386 円/月	3,211 円/日 96,331 円/月
	② 食費 (1,445 円/日)	43,350 円/月				
認定なし (課税世帯)	③ 居住費 (855 円/日)	25,650 円/月				
	自己負担額合計 (①+②+③)	136,945 円/月	143,992 円/月	151,340 円/月	158,386 円/月	165,331 円/月

その他の加算等

- ※ 利用者負担額の1日当たりの金額は目安です。月単位で計算し、端数処理上実際
の金額とは異なることがあります。また、別途、加算及び減算により変動する場合がございます。
- ※ 食費、居住費は日額となります。（外出などで食事を欠食しても日額計算となります。）
- ※ 職員の体制状況等により、利用金額が変動することがありますのでご了承ください。

※ 利用者負担額（1割～3割負担）については、

- ① <介護福祉施設サービス費> <看護体制加算Ⅰ> <看護体制加算Ⅱ> <夜勤職員配置加算>
<栄養マネジメント強化加算> <安全対策体制加算> <サービス提供体制強化加算>
が含まれています。
- ② ①の合計単位数に<介護職員処遇改善加算> <介護職員等特定処遇改善加算>
<介護職員等ベースアップ等支援加算> が加算されます。

<初期加算>

※ 入所した日から30日間は、利用者負担額に（30単位/日）が加算される場合があります。

<入院時又は外泊時費用加算>

※ 入院及び外泊をした場合は、外泊初日と最終日以外は、利用者負担額（246単位/日:1ヶ月に6日を限度）が加算されます。居住費についても負担となります。

<療養食加算>

※ 医師の指示の下、糖尿病食、腎臓病食、貧血食、高脂血症食等を提供した場合は、利用者負担額に（6単位/1日3回を限度）が加算されます。

<個別機能訓練加算>

※ 入所者ごとに計画書を作成し、計画書に基づき計画的に機能訓練を行った場合（12単位/日）が加算されます。

<再入所時栄養連携加算>

※ 施設と病院の管理栄養士が連携して、再入所後の栄養管理に関する調整（経管栄養又は嚥下調整食の導入など）を行った場合、（400単位/回 ※1回に限り）が加算されます。

<褥瘡マネジメント加算>

※ 褥瘡発生を予防する為、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合、（10単位/月 ※3月に1回を限度）が加算されます。

<排泄支援加算>

※ 排泄障害等の為、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協同して支援計画を作成し支援した場合、（100単位/月 ※同一入所期間中6月目まで）が加算されます。

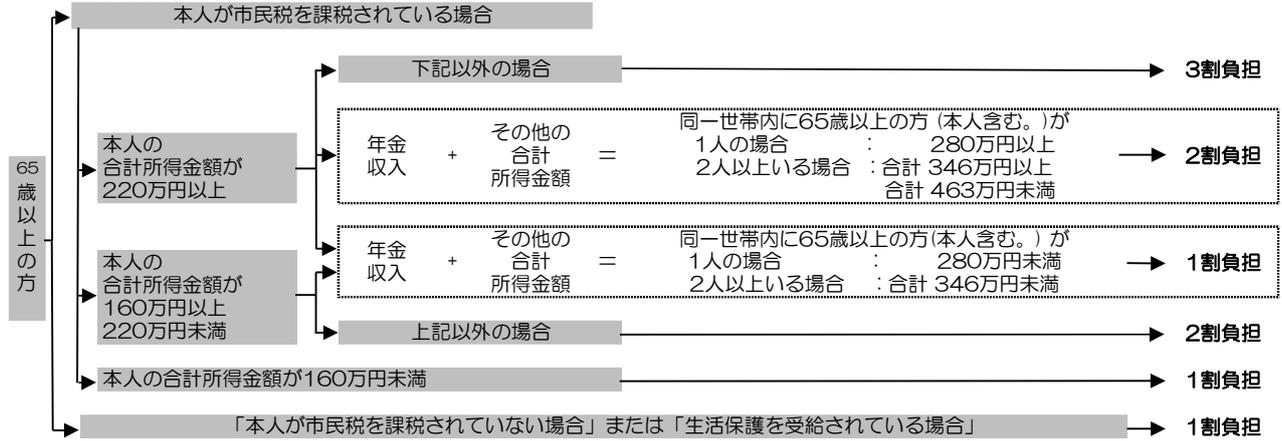
その他の費用

理髪・理美容代（希望者）

理髪サービス	調髪、顔剃り	1回あたり1,250円	調髪とパーマをご希望の場合 別途料金 (R5/4/1～5,900円)
美容サービス	調髪	1回あたり1,250円	

利用者負担割合

《利用者負担の判定の流れ》



介護保険負担限度額

※「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることで、食費・居住費の負担限度額と基準費用額の差額が特定入所者介護サービス費として給付されます。

利用者負担段階		食費	居住費（多床室）
第1段階	所得 本人及び世帯全員が市民税非課税で生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者	300 円/日	0 円/日
第2段階	所得 本人及び世帯全員が市民税非課税で年金収入額+合計所得金額が80万円以下	390 円/日	370 円/日
	資産 単身者は650万円以下 夫婦で1650万円以下		
第3段階①	所得 本人及び世帯全員が市民税非課税で年金収入額+合計所得金額が80万円～120万円以下	650 円/日	370 円/日
	資産 単身者は550万円以下 夫婦で1550万円以下		
第3段階②	所得 本人及び世帯全員が市民税非課税で年金収入額+合計所得金額が120万円以上	1,360 円/日	370 円/日
	資産 単身者は500万円以下 夫婦で1500万円以下		
段階なし	上記以外の方	1,445 円/日	855 円/日

介護保険負担限度額 市町村市民税課税層の特例減額措置

※所得要件や資産要件により負担軽減の対象外になった方でも、次の要件のすべてに該当する方は、申請をすることで、第3段階の負担軽減を受けることができます。

- ・2人以上の世帯の方（住民票が別世帯となっている配偶者も人数に含む）
 - ・世帯及び配偶者の年間収入の合計額から施設の利用者負担（介護サービスの利用者負担、食費、居住費）の見込額の合計額を除いた額が80万円以下
 - ・世帯及び配偶者の現金、預貯金等の合計額が450万円以下
- ※短期入所（ショートステイ）の場合は適用されません。

社会福祉法人等利用者負担減額

※「社会福祉法人等利用者負担減額対象確認申請・収入等申告」することで、特に生計が困難な方については利用者負担、食費、居住費及び宿泊費が減額される場合があります。

- ・年間収入が単身世帯で150万円以下
- ・預貯金等が単身世帯で350万円以下
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- ・負担能力のある親族等に扶養されていない
- ・介護保険料を滞納していない

高額サービス費

※1割～3割の利用者負担が多かったときは、高額サービス費が給付（払い戻し）されます。

利用者負担段階	利用者負担上限額	利用者負担上限額	
		個人の場合	世帯合算の場合
第1段階	生活保護を受給している方、世帯全員が市町村市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	15,000 円/月	24,600 円/月
第2段階	世帯全員が市町村市民税非課税で、本人の公的年金収入額（※1）と合計所得金額（※2）の合計が80万円以下の方		
第3段階	世帯全員が市町村市民税非課税で、利用者負担段階が第1・第2段階以外の方		
第4段階	市町村市民税課税世帯で、第1～3段階及び第5～6段階以外の方	44,400 円/月	
第5段階	同一世帯内の第1号被保険者に課税所得が380万円以上～690万円未満（年収約770万円以上～約1,160万円未満）の方がいる世帯	93,000 円/月	
第6段階	同一世帯内の第1号被保険者に課税所得が690万円以上（年収約1,160万円以上）の方がいる世帯	140,100 円/月	